

○伊勢崎市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則  
平成21年5月28日規則第36号

改正

平成25年8月1日規則第45号

平成26年3月31日規則第42号

平成27年3月25日規則第14号

平成28年3月31日規則第34号

伊勢崎市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）及び伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第2条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の法第6条第1項第1号の基準に係る技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関の住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する同項に規定する住宅性能評価書の写し
- (3) 品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関（以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。）が行う品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
- (4) 住宅である認証型式住宅部分等（品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (5) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（品確法第59条第1項に規定する登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）が行う品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書）
- (6) 法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合することを証する図書  
一部改正〔平成26年規則42号・27年14号〕

(所管行政庁が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げる事項を明示することを要しないものとする。図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないこととなる図書とする。

(1) 前条第3号の住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 前条第4号の型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

一部改正〔平成25年規則45号・27年14号〕

(法第6条第1項第3号の認定基準)

第4条 法第6条第1項第3号に掲げる基準の認定は、次のとおりとする。

(1) 申請建築物が次に掲げる事項に適合しない場合は、長期優良住宅建築等計画の認定をしないものとする。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち、同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域内における当該地区計画中の建築物の敷地、位置、構造、建築設備、用途、形態又は意匠についての制限に関する事項

イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条の規定により認可された建築協定の区域内における当該建築協定中の建築物の敷地、位置、構造、建築設備、用途、形態又は意匠についての制限に関する事項

ウ 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画の区域内における同条第4項第2号に規定する行為の制限に関する事項

(2) 次に掲げる区域内に申請建築物の建築予定地が存する場合は、長期優良住宅建築等計画の認定をしないものとする。ただし、申請建築物が、市街地開発事業(都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。)の施行区域内の施設建築物(都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第6号に規定する施設建築物をいう。)である住宅等、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明しているときは、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

イ 市街地開発事業の区域

一部改正〔平成25年規則45号・26年42号〕

(手数料の一部の納付を要しないこととなる図書)

第5条 伊勢崎市手数料条例別表第6の5の項に規定する当該申請住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを証する図書として市長が認めるものは、第3条第1号に規定する図書とする。

(申請書等の提出部数)

第6条 市長に提出する省令第2条第1項に規定する申請書の正本及び副本の部数は、正本1部、副本2部とし、それぞれに添付図書(同項に規定する添付図書をいう。以下同じ。)を添えるものとする。ただし、第2条第1号又は第2号に規定する図書を添えた場合にあつては、正本1部、副本1部とし、それぞれに添付図書を添えるものとする。

2 市長に提出する省令第8条に規定する申請書の正本及び副本の部数は、正本1部、副本2部とし、それぞれに添付図書のうち変更に係るものを添えるものとする。ただし、法第6条第1項第1号の基準に係る部分以外の変更の場合又は変更に係る第2条第1号又は第2号に規定する図書を添付した場合にあつては、正本1部、副本1部とし、それ

それに添付図書のうち当該変更に係るものを添えるものとする。

一部改正〔平成27年規則14号〕

(認定しない旨の通知)

第7条 市長は、法第5条第1項から第3項までの規定により申請された長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項第1号から第6号までに掲げる基準に適合しないと認めるとき又は法第6条第6項に規定する通知書の交付を受けたときは、認定しない旨の通知書(様式第1号)により申請者に通知するものとする。法第8条第1項の変更の認定についても、同様とする。

(工事完了報告書)

第8条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築が完了したときは、速やかに、工事完了報告書(様式第2号)に建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。)が作成した工事監理報告書(建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15に規定する工事監理報告書をいう。)等を添えて、市長に報告しなければならない。

(取下げ届)

第9条 申請者は、省令第2条第1項又は第8条の申請書を提出した後、計画の認定を受けるまでの間に、当該長期優良住宅建築等計画の実施を取りやめたときは、速やかに、取下げ届(様式第3号)2部を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第10条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめたときは、速やかに、取りやめ届(様式第4号)に省令第6条に規定する通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 市長は、法第14条第1項の規定により計画の認定を取り消したときは、認定計画実施者に対し認定取消通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

附 則(平成25年8月1日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第42号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第34号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

認定しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢崎市長



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 条第 項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画について、認定しないこととしたので、通知します。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名
- 4 敷地の地名地番
- 5 認定しない理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢崎市を被告として（訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

一部改正〔平成26年規則42号・28年34号〕

様式第2号  
 様式第2号(第8条関係)

工事完了報告書		年 月 日
(宛先)伊勢崎市長		
認定計画実施者氏名		㊟
伊勢崎市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定により、認定長期優良住宅の建築が完了したので報告します。		
1	認定計画実施者住所氏名	電話 ( )
2	代理人住所氏名	電話 ( )
3	長期優良住宅建築等計画の 認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
4	敷地の地名地番	
5	認定長期優良住宅建築等計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した建築士等	
6	軽微な変更の内容	
※受付欄		

※工事監理報告書等の写しを添付すること。

一部改正〔平成26年規則42号〕

様式第3号

様式第3号(第9条関係)

取下げ届 (宛先)伊勢崎市長		年 月 日
認定計画実施者氏名		㊟
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 条第 項の規定に基づき申請した長期優良住宅建築等計画について、当該計画の実施を取りやめたので届け出ます。		
1	認定計画実施者住所氏名	電話 ( )
2	代理人住所氏名	電話 ( )
3	申請年月日及び受付番号	年 月 日 第 号
4	確認の特例の有無(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項に基づく申し出)	有 ・ 無
5	敷地の地名地番	
6	取り下げる理由	
※受付欄		

一部改正〔平成26年規則42号〕

様式第4号

様式第4号(第10条関係)

取りやめ届		年 月 日
(宛先)伊勢崎市長		
認定計画実施者氏名		印
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめたので届け出ます。		
1	認定計画実施者住所氏名	電話 ( )
2	代理人住所氏名	電話 ( )
3	長期優良住宅建築等計画の認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
4	敷地の地名地番	
5	取りやめる理由	
※受付欄		

※認定通知書を添えること。

一部改正〔平成26年規則42号〕

様式第5号

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

伊勢崎市長



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、次の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

- 1 取り消される長期優良住宅建築等計画の認定年月日及び認定番号  
年 月 日 第 号
- 2 敷地の地名地番
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 取り消す理由

教示

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢崎市を被告として（訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

一部改正〔平成26年規則42号・28年34号〕